

## 次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 有識者会議の傍聴を希望される方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 有識者会議が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退席願います。

### 2 有識者会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 3 有識者会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。